

## 浜松市天竜材ぬくもり空間創出事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、浜松市のFSC認証林から生産され、FSC-COC認証取得事業者（以下「FSC認証事業者」という。）により製材・加工された天竜材（以下「FSC認証材」という。）の利用拡大のため、FSC認証材を使用して市内の非住宅建築物等の木造・木質化等を行う施主（以下「施主」という。）に対し、その木造・木質化等の費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 非住宅建築物等とは、次のいずれかに該当するもので公の施設を除いたものをいう。

- ①事務所、店舗等の建築物及びその併用住宅（兼用住宅を除く。）の事業用部分、共同住宅等の共用部分
- ②住宅及び非住宅建築物敷地内の外構に設置するウッドデッキ、木製フェンス等の工作物
- ③その他市長が認めるもの

(2) 木造・木質化等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①非住宅建築物の構造、内装または外装におけるFSC認証材の使用
- ②住宅及び非住宅建築物敷地内の外構におけるFSC認証材の使用
- ③FSC認証事業者が非住宅建築物に納品するFSC認証製品の木製家具・木製品の導入

(3) FSC認証製品の木製家具・木製品とは、その大部分を木材で製作されたもので床、壁等に固定されていないものをいう。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱に定める補助対象者等は、別表第1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者・団体は対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (5) 前3号に掲げる者のいずれかが役員（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その

他の団体

(6) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体  
(補助金の額及び条件等)

第4条 補助金の額及び条件は別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 本事業の申請者は、補助対象部分の工事着手または木製家具・木製品の導入の原則21日前までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（様式第4号）
- (5) FSC 認証材の調達表（様式第5号）
- (6) 「非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事」の場合、以下の資料を添付
  - ① FSC 認証事業者が発行する見積書の写し（FSC 認証材（材料費、加工費、運搬費）に関する部分がわかるもの）
  - ② 補助対象部分の施工箇所及び施工内容（使用面積または使用量）がわかる図面
  - ③ 木拾い表（様式第6号）
  - ④ 契約書の写し等
  - ⑤ 工程表等の工期がわかる資料
  - ⑥ 地図等の対象非住宅建築物等の位置図
  - ⑦ 啓発事業提案書（様式第7号）（任意）
- (7) 「特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事」の場合、以下の資料を添付
  - ① FSC 認証事業者が発行する見積書の写し（FSC 認証材（材料費、加工費、運搬費）に関する部分がわかるもの）
  - ② 補助対象部分の施工箇所及び施工内容（使用面積または使用量）がわかる図面
  - ③ 木拾い表（様式第6号）
  - ④ 契約書の写し等
  - ⑤ 工程表等の工期がわかる資料
  - ⑥ 地図等の対象非住宅建築物の位置図
  - ⑦ プロジェクト認証取得に対する実施体制のわかる資料（総会資料・マニュアルなど）
  - ⑧ 啓発事業提案書（様式第7号）

(8) 「非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入」の場合、以下の資料を添付

- ① FSC 認証事業者が発行する見積書の写し(木製家具・木製品の購入費がわかるもの)
- ② 木製家具・木製品の配置図
- ③ 木製家具・木製品のカタログまたは設計図等の資料
- ④ 導入する木製家具・木製品の発注日及び納期がわかる資料
- ⑤ 地図等の対象非住宅建築物の位置図

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 「非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事」の場合で、啓発事業の提案をする場合は、別表第4の申請期限までに前項第1号から第6号及び第9号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、提出の順に補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合
  - イ 補助金の増減(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第13条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第14条の規定

により期限を定めて当該補助金の返還命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(10) 第14条の規定により補助金の返還の命令を受けたのにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

2 市長は、申請書の受付件数が、予算の範囲を超えたときは、申請書の内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。

(軽微な変更)

第7条 前条第1項第1号イに定める軽微な変更とは、補助金の増額または20%を超える減額を伴わない補助対象事業の変更をいう。

(変更の承認申請)

第8条 第6条第1項第1号アの変更又はイの増減をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書(様式第9号)
- (2) 変更事業計画書(様式第2号)
- (3) 変更収支予算書(様式第10号)
- (4) 変更する補助対象事業等がわかる資料(第5条の該当資料)

2 第6条第1項第1号ウの規定に基づく承認の申請は、事業取下げ承認申請書(様式第11号)により行う。

(事業変更等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更の場合には補助金変更交付決定通知書(様式第12号)、中止し、又は廃止しようとする場合には事業取下げ承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 事業完了後15日以内または補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第14号)
- (2) 事業実績書(様式第2号)
- (3) 収支決算書(様式第10号)
- (4) FSC認証事業者が発行する納品書の写し(規格や寸法等の内容・数量がわかるもの。)
- (5) FSC認証事業者が発行する請求書の写し(非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事又は特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改)

築・修繕・模様替え及び外構工事の場合は、FSC 認証材（材料費、加工費、運搬費）に関する部分がかかるもの。FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入の場合は、木製家具・木製品の購入費がかかるもの。）

- (6) FSC 認証事業者が発行する領収書等の写し（補助対象経費の支払を完了したことがわかる書類）
- (7) 県産材販売管理票の写し（第1次・第2次・第3次）
- (8) 施工完了後の写真
- (9) 審査機関が発行するプロジェクト認証に関する認定証等（特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事の場合に限る。）
- (10) その他市長が必要とする書類

（交付の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類等を速やかに確認し、適当と認めるときは補助金の交付を確定し、補助金交付確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（請求の手続き）

第12条 前条により補助金交付確定通知書を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第17条第1項に該当する場合
- (2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (5) 前各号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（様式第17号）によるものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったとき

は、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理等)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一に定める耐用年数とする。

- 3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（様式第18号）により市長に申請しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めるときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（様式第19号）により通知するものとする。

- 5 前項に承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付するものとする。

- (1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）
- (2) 道路の拡張整備等の設置者には責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等
- (3) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

- 6 財産処分納付金の額は、施設等にあつては処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

- 7 第5項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（様式第20号）により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であつて、様式第20号による市長への報告があつたものについては、市長の承認があつたものとして取り扱うものとする。

(公表)

第18条 市長は、補助事業となった事業概要等をホームページ等で公表できるものとする。

(大規模事業の提案等)

第19条 「特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事」の場合、事業を実施しようとする前年度の8月31日までに大規模事業提案書(様式第21号)に関係資料を付して提出するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表第1（第3条関係）

	①非住宅建築物等の 新築・増改築・修繕・ 模様替え及び外構工事	②特に天竜材の普及効果 の高い非住宅建築物の 新築・増改築・修繕・ 模様替え及び外構工事	③非住宅建築物への FSC 認証製品の木製 家具・木製品の導入
補助対象者	非住宅建築物等の木造・木質化等を行う施主		
補助対象事業	FSC 認証材を使用した非住宅建築物等の木造・ 木質化等		非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・ 木製品の導入
補助条件	<p>I 浜松市内に新築、増改築、修繕、模様替え又は外構工事を行う非住宅建築物等であること</p> <p>II 上記の I の構造材、内装材、外装材又は外構に FSC 認証材を 20 m<sup>2</sup>以上または 5 m<sup>2</sup>以上使用すること</p> <p>III 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は浜松市内又は浜松市内木材協同組合加盟する FSC 認証事業者でなければならない（FSC の要求事項に基づいた FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りでない）</p>	<p>I 浜松市内に新築、増改築、修繕、模様替え又は外構工事を行う非住宅建築物であること</p> <p>II 上記の I の構造材、内装材、外装材又は外構に FSC 認証材を 100 m<sup>2</sup>以上使用すること</p> <p>III 本事業に携わる製材事業者・加工事業者・流通事業者は浜松市内又は浜松市内木材協同組合加盟する FSC 認証事業者でなければならない（FSC の要求事項に基づいた FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先はこの限りではない）</p> <p>IV 本事業に係る天竜材（FSC 認証材）において FSC プロジェクト認証を取得すること</p> <p>V 効果的な PR を実施すること</p>	<p>I 浜松市内の非住宅建築物に FSC 認証製品の木製家具・木製品を導入すること</p> <p>II 木製家具・木製品の木質材料の使用量（m<sup>3</sup>）の 8 割以上を FSC 認証材とすること（残りの木質材料は管理木材であること）</p>
	<p><b>【共通】</b></p> <p>ア 補助対象建築物は、常に使用している、または事業終了後に使用する見込みであること</p> <p>イ 補助対象箇所の工事着手もしくは、FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入が原則当該年度の 4 月 22 日以降であること</p> <p>ウ 補助対象箇所の施工完了予定もしくは、FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入予定が、当該年度の 3 月 31 日までであること。また、3 月 31 日までに実績報告書の提出が可能であること。</p> <p>エ 施主は、補助対象建築物を PR の場（見学会等）としての提供や物件の情報発信など、市からの依頼に協力すること（施工中を含む）</p> <p>オ 施主は、前年度の市税等を完納していること</p> <p>カ その他、市長が必要とする事項について誠実に対応すること</p>		

※当該補助金は、当該年度において同一建築物につき 1 申請とする。

※申請は①②③のうち、いずれか 1 つを選択して行うものとする。

別表第 2 (第 4 条関係)

	非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事	特に天竜材の普及効果の高い非住宅建築物の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事	非住宅建築物への FSC 認証製品の木製家具・木製品の導入
補助対象経費 (消費税を除く)	○FSC 認証事業者から購入した FSC 認証材の材料費 ○FSC 認証事業者及び FSC の要求事項に基づいた FSC 認証事業者の管理マニュアルに記載される外部委託先が行う FSC 認証材の加工費(市内での加工費のみ対象) ○木材運搬費(市内間の運搬費のみ対象)  ※現場施工費は除く		○1基あたり(ただし、複数基であっても常に一体で使用するものは1基と見なす。)200千円以上の FSC 認証製品の木製家具・木製品の購入費(組立・設置費は含む。運搬費は含まない)
補助率	対象経費の 3 分の 1 以内  ※ただし、補助金申請の段階で FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業の提案があり、天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会が認める場合は予算の範囲内で対象経費の 2 分の 1 以内とする(別表第 3)	対象経費の 3 分の 1 以内	対象経費の 3 分の 1 以内
千円未満は切り捨てとし、かつ、本要綱第 6 条第 2 項の場合の補助金の額は、この限りでない			
補助上限額	5, 0 0 0 千円	1 0, 0 0 0 千円	2, 5 0 0 千円

別表第 3（第 4 条関係）

非住宅建築物等の新築・増改築・修繕・模様替え及び外構工事における FSC 認証材の PR に効果的な啓発事業について	
申請・審査	①交付申請時に啓発事業提案書（様式第 6 号）を提出する ②天竜材ぬくもり空間創出事業審査委員会において審査する。
審査項目	○対象の非住宅建築物等は利用者数・利用者の種類 ○FSC 認証材を効果的に PR できる意匠性の高い設計であるか ○施工後(施工中)に多くの人に FSC 認証材を PR できる提案があるか ○その他、FSC 認証材の普及の取り組みの提案があるか 等
採択数	当該年度内の総交付申請数の 2 割程度

別表第 4（第 5 条関係）

<啓発事業提案書（様式第 6 号）の提出期限>

着手日	5/1～5/31	6/1～7/31	8/1～9/30	10/1～11/30	12/1～1/31	2/1～3/31
申請期限	4/10	5/10	7/10	9/10	11/10	1/10